

# **平成 2 1 年度沖縄県人事行政の運営等の状況**

**平成 2 2 年 9 月**

**沖 縄 県**

# 目 次

第 1	趣旨	1
第 2	人事行政の運営の状況	
1	職員の任免及び職員数に関する状況	
	職員の採用の状況	2
	再任用職員の採用の状況	2
	退職の状況	2
	職員数の状況	3
2	職員の給与の状況	
1	総括	
	人件費の状況（普通会計決算）	4
	職員給与費の状況（普通会計決算）	4
	特記事項	4
	ラスパイレス指数の状況	4
	給与改定の状況	4
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	
	職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況	5
	職員の初任給の状況	7
	職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況	7
3	一般行政職の級別職員数等の状況	
	一般行政職の級別職員数の状況	7
	昇給への勤務成績の反映状況	8
4	職員の手当の状況	
	期末手当・勤勉手当	8
	退職手当	9
	地域手当	9
	特殊勤務手当	10
	時間外勤務手当	14
	その他の手当	14
5	特別職の報酬等の状況	17
6	公営企業職員の状況	
	水道事業	18
	工業用水道事業	21
	病院事業	25
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	
	勤務時間の状況	30
	年次休暇の状況	30
	特別休暇等の状況	30
4	職員の分限処分及び懲戒処分の状況	
	分限処分の状況	32
	懲戒処分の状況	32
5	職員のサービスの状況	
	営利企業等の従事許可の状況	33
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況	
	研修の状況	33
	勤務成績の評定の状況	34
7	職員の福祉及び利益の保護の状況	
	厚生制度の状況	35
	公務災害補償の状況	36

第3	人事委員会の業務の状況	
1	職員の競争試験及び選考の状況	
	採用試験の実施状況	36
ア	上級試験	36
イ	中級試験	37
ウ	初級試験	37
エ	警察官試験	37
オ	身体障害者を対象とした採用選考試験	37
カ	採用試験の実施日程	38
	採用選考の状況	38
	昇任試験の実施状況	39
	昇任選考の状況	39
2	給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況	40
3	勤務条件に関する措置の要求の状況	45
4	不利益処分に関する不服申立ての状況	45

# 平成21年度沖縄県人事行政の運営等の状況

## 第1 趣旨

任命権者が報告した平成21年度における職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況並びに人事委員会が報告した平成21年度における業務の状況について、沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年沖縄県条例第4号）第6条の規定により公表するものである。

### 地方公務員法（抜粋）

#### （人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、分限及び懲戒、服務、研修及び勤務成績の評定並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

### 沖縄県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

#### （趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

#### （公表）

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 県公報に掲載する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

第2 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

職員の採用の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、任命権者が採用した職員数の状況である。

職員の採用の状況（平成21年度）

（単位：人）

区 分	試 験 の 種 類			選 考	合 計
	上級試験	中級試験	初級試験		
一般行政職	105	51	2	29	187
事務職	51	51	2	11	115
技術職	54	0	0	18	72
警 察 職	74	0	28	24	126
教 育 職	0	0	0	167	167
企 業 職	7	0	0	424	431
現 業 職	0	0	0	0	0

備考 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである（以下 及び において同じ。）。

一般行政職 から までに掲げる職員以外の職員

警察職 公安職給料表が適用される職員

教育職 教育職給料表が適用される職員

企業職 沖縄県企業職員

現業職 現業職給料表が適用される職員

再任用職員の採用の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定に基づき、任命権者が再任用した職員数の状況である。ただし、再任用職員の再任用期間を更新した場合にも、採用として数に計上している。

再任用職員の採用の状況（平成21年度）

（単位：人）

区 分	常時勤務	短時間勤務	合 計
一般行政職	15	102	117
事務職	7	68	75
技術職	8	34	42
警 察 職	0	7	7
教 育 職	27	0	27
企 業 職	4	10	14
現 業 職	1	4	5

退職の状況

職員の退職等の状況である。

退職の状況（平成21年度）

（単位：人）

区 分	定年退職	勸奨退職	そ の 他						合 計
			普 通 退 職	分 限 免 職	懲 戒 免 職	失 職	死 亡 退 職	任 期 了	
一般行政職	223	34	19	1	2	0	5	0	284
警 察 職	51	18	20	0	0	0	2	0	91

教育職	302	97	44	0	1	0	7	0	451
企業職	40	3	137	0	0	0	0	249	429
現業職	8	5	1	0	0	0	0	0	14

備考 表中に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職

勸奨退職 任命権者が行う退職勸奨に応じた退職

普通退職 自己都合による退職

分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職

懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職

失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職

任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

職員数の状況

各年4月1日現在の一般職に属する職員の部門別の状況である。

職員数の状況

(各年4月1日現在。単位：人)

区 分 部 門	職 員 数			対前年増減数			平成21年度分の主な増減理由	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
一般行政部門	議会	42	41	41	0	1	0	事務の統廃合縮小等
	総務企画	778	769	755	22	9	14	
	税務	186	179	180	3	7	1	
	民生	457	402	369	21	55	33	
	衛生	628	620	601	6	8	19	
	労働	110	110	110	1	0	0	
	農林水産	1,063	1,032	1,011	12	31	21	
	商工	215	212	212	4	3	0	
	土木	825	799	772	11	26	27	
小 計	4,304 ( 23)	4,164 ( 53)	4,051 ( 87)	72 ( 2)	140 ( 30)	113 ( 34)		
特別行政部門	教育	13,622	13,474	13,380	176	148	94	児童生徒数の減に伴う減
	警察	2,844	2,855	2,856	21	11	1	
小 計	16,466 ( 10)	16,329 ( 4)	16,236 ( 17)	155 ( 10)	137 ( 6)	93 ( 13)		
普通会計計	20,770 ( 33)	20,493 ( 57)	20,287 ( 104)	227 ( 12)	277 ( 24)	206 ( 47)		
公営企業等	病院	2,228	2,261	2,281	24	33	20	欠員補充 事務の統廃合縮小等
	水道	296	274	274	6	22	0	
	下水道	90	87	80	2	3	7	
	その他	30	29	28	4	1	1	
小 計	2,644 ( 2)	2,651 ( 6)	2,663 ( 18)	36 ( 0)	7 ( 4)	12 ( 12)		
合 計	23,414 ( 35)	23,144 ( 63)	22,950 ( 122)	263 ( 12)	270 ( 28)	194 ( 59)		

備考 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含む。

2 再任用短時間勤務職員は括弧書とし、職員数の外書としている。

3 表中区分の欄に掲げる用語の意義は、次のとおりである。

一般行政部門 及び に掲げる職員以外の職員

特別行政部門 教育委員会の職員及び警察職員

公営企業等会計部門 公営企業会計及び特別会計等に係る職員

2 職員の給与の状況

1 総括

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B ÷ A	(参考)平成20 年度の人件費率
平成21年度	人 1,406,176	千円 623,994,040	千円 1,991,410	千円 194,001,484	% 31.1	% 33.4

職員給与費の状況（普通会計決算）

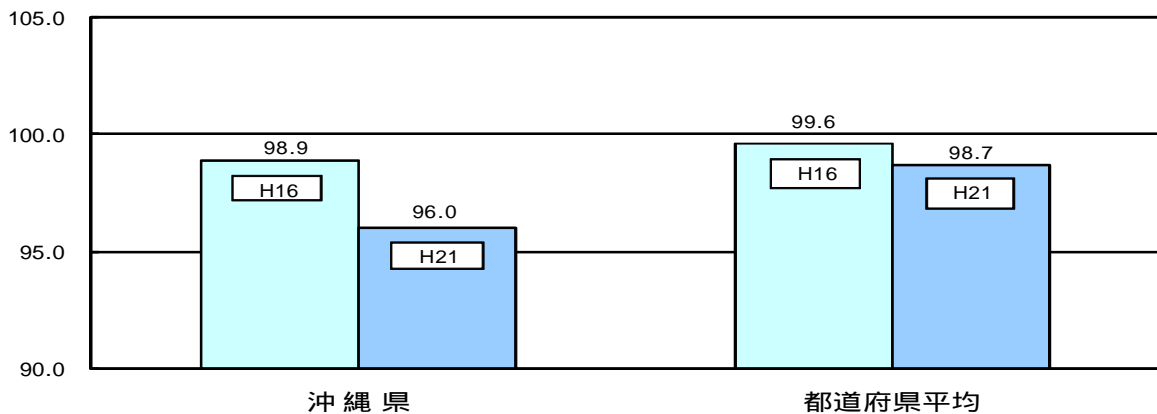
区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B ÷ A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成21年度	人 20,286	千円 90,569,809	千円 17,553,166	千円 32,815,153	千円 140,938,128	千円 6,948	千円 7,377

備考 1 表中「職員手当」には、退職手当を含まない。

2 表中「職員数」は、平成21年4月1日現在の人数である。

特記事項 平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15パーセント減額（平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は10パーセント減額）し、また、平成20年4月1日から給料月額を3パーセント減額し、期末手当及び勤勉手当を2パーセント減額している。

ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



備考 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

給与改定の状況

ア 月例給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
平成21年度	円 362,368	円 362,879	511円 ( 0.14% )	% 0.17	% 0.17	% 0.22

備考 表中「民間給与」及び「公務員給与」とは、人事委員会の勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。なお、公務員給与は、特例条例による減額措置を受けた後の額である。

イ 特別給

区分	人 事 委 員 会 の 勧 告		年間支給月数	(参考) 国の年間

	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A - B	勧告(改定月数)		支給月数
平成21年度	月 4.13	月 4.35	月 0.22	月 0.20	月 4.15	月 4.15

備考 表中「民間の支給割合」とは民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」とは期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成21年4月1日現在)

### ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	42.5歳	318,800円	367,066円	353,251円
国	41.5歳	325,521円	-	391,770円
都道府県平均	43.8歳	343,005円	427,547円	384,790円

### イ 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A ÷ B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
沖縄県	48.8歳	380人	323,508円	378,581円	357,657円	-	-	-	-
うち運転士	46.9歳	84人	317,695円	380,166円	357,233円	自家用車自動車運転者	45.6歳	203,400円	1.87
うち用務員	52.0歳	120人	335,736円	371,761円	361,836円	用務員	54.5歳	214,000円	1.74
うち農業技術補佐員	43.9歳	76人	306,591円	396,932円	357,590円	-	-歳	-円	-
うち介助員	51.9歳	36人	337,129円	381,832円	368,959円	-	-歳	-円	-
うち電話交換士	50.2歳	18人	334,014円	359,987円	345,853円	-	-歳	-円	-
うち印刷技士	48.0歳	5人	332,555円	363,660円	351,055円	-	-歳	-円	-
うち土木整備員	43.8歳	8人	295,777円	377,067円	353,196円	-	-歳	-円	-
うち守衛	47.0歳	3人	308,169円	398,688円	330,169円	守衛	60.2歳	168,900円	2.36
うち調理員・調理士	50.5歳	30人	319,312円	364,991円	341,575円	調理士	43.7歳	187,900円	1.94
国	49.2歳	-人	285,548円	-	322,737円	-	-	-	-
都道府県平均	48.8歳	-人	332,714円	388,002円	365,631円	-	-	-	-

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 C	民間 D	C ÷ D



沖縄県	-	-	-
うち運転士	6,047千円	2,757千円	2.19
うち用務員	6,042千円	3,027千円	1.20
うち農業技術補佐員	6,171千円	-千円	-
うち介助員	6,192千円	-千円	-
うち電話交換士	5,894千円	-千円	-
うち印刷技士	5,956千円	-千円	-
うち土木整備員	5,821千円	-千円	-
うち守衛	6,182千円	2,196千円	2.82
うち調理員・調理士	5,842千円	2,412千円	2.42

備考 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成18年から20年までの3ヶ年平均)

2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

3 年収ベースの「公務員C」及び「民間D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍にしたものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

ウ 高等(特殊・専修・各種)学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	41.8歳	354,200円	405,312円
都道府県平均	44.8歳	390,833円	458,004円

エ 小・中学校(幼稚園)教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
沖縄県	43.6歳	364,300円	416,083円
都道府県平均	43.9歳	377,216円	437,491円

オ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沖縄県	39.7歳	320,000円	425,129円	352,070円
国	41.5歳	322,231円	-	372,706円
都道府県平均	40.0歳	330,043円	474,584円	375,813円

備考 1 表中「平均給料月額」とは、平成21年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 表中「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には、時間外勤務手当、

特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		沖縄県	国
一 般 行 政 職	大学卒	167,034円	172,200円
	高校卒	135,897円	140,100円
技 能 労 務 職	高校卒	133,084円	-
	中学卒	125,324円	-
高等学校教育職	大学卒	187,016円	-
	高校卒	144,336円	-
小・中学校教育職	大学卒	187,016円	-
	高校卒	144,336円	-
警 察 職	大学卒	181,875円	187,500円
	高校卒	153,357円	158,100円

職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大学卒	252,204円	317,970円	359,161円
	高校卒	203,954円	244,721円	297,586円
技 能 労 務 職	高校卒	276,062円	247,835円	280,621円
	中学卒	229,502円	258,166円	282,669円
高等学校教育職	大学卒	300,209円	352,498円	389,656円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
小・中学校教育職	大学卒	295,847円	349,532円	381,605円
	高校卒	- 円	- 円	- 円
警 察 職	大学卒	276,242円	327,075円	370,272円
	高校卒	256,687円	289,777円	330,211円

備考 表中「経験年数」とは、職員が職員として同種の職務に在職した年数をいう。なお、卒業後直ちに県に採用され、引き続き勤務している職員の経験年数は、採用後の在職年数をいう。

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

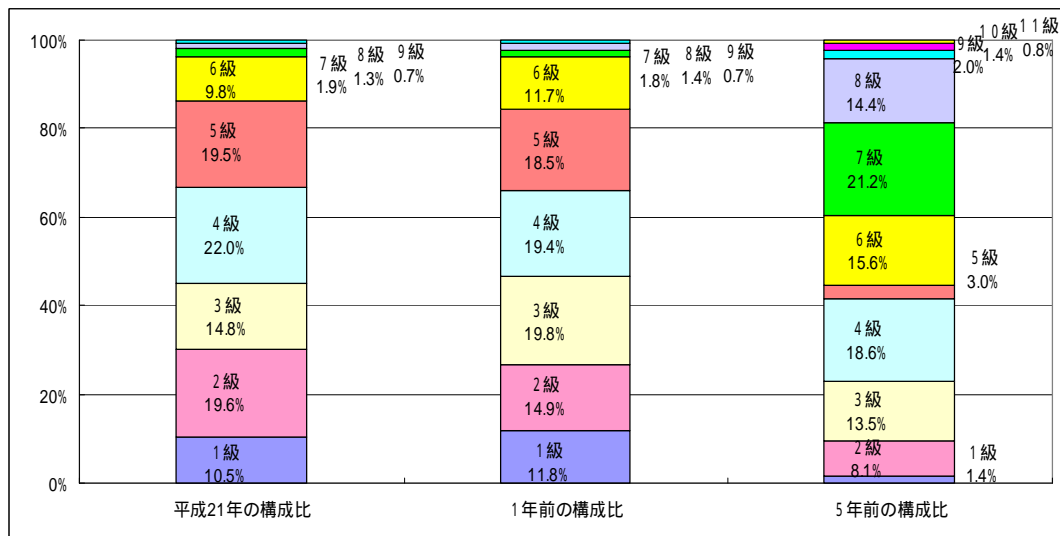
一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

#### ア 級別職員の数等

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事又は技師の職務	474人	10.5%
2 級	1 副主査の職務 2 主任の職務	887人	19.6%
3 級	1 主査又は主任技師の職務	669人	14.8%

	2 相当高度の知識又は経験を必要とする副主査の職務		
4 級	1 班長又は主幹の職務 2 相当高度な知識又は経験を必要とする主査又は主任技師の職務	993人	22.0%
5 級	相当困難な業務を行う班長又は主幹の職務	881人	19.5%
6 級	課長又は副参事の職務	441人	9.8%
7 級	相当困難な業務を行う課長又は副参事の職務	87人	1.9%
8 級	統括監又は参事の職務	59人	1.3%
9 級	公室長、本庁の部長又は参事監の職務	30人	0.7%

備考 1 沖縄県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
2 表中「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
イ 級別職員の構成比



備考 給料表は、平成18年に旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級がそれぞれ統合され、11級制から9級制に変更されている。

昇給への勤務成績の反映状況

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好（標準）、やや良好、良好でない」の5段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 人事委員会通知に基づき、従前の取扱いに準じ、「特に良好、良好（標準）、良好と認められない」の3段階で、勤務成績の状況を昇給へ反映させている。

4 職員の手当の状況

期末手当・勤勉手当

沖縄県	国
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,507千円	-
（平成21年度支給割合） 期末手当 2.85月分 勤勉手当 1.30月分 （1.55）月分 （0.65）月分	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 勤勉手当 1.40月分 （1.50）月分 （0.70）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで

管理職加算 10%	管理職加算 10%から25%まで
-----------	------------------

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

ア 課長級以上の特定職員 平成18年度から導入している勤務評価の結果に基づき、「極めて良好、特に良好、良好(標準)、やや良好、良好でない」の5段階で、勤勉手当へ反映させている。

イ 特定職員以外の職員 一律支給

退職手当(平成21年4月1日現在)

沖縄県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%から20%までの割合の額を加算)		
(退職時特別昇給 無)			(退職時特別昇給 無)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
6,712千円 26,722千円					

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は平成21年度に退職した職員に支給された平均額である。  
地域手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		76,134千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		629,207円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	42人	17%	17%
大阪市	5人	14%	14%
名古屋市	1人	12%	12%
福岡市	1人	10%	10%
上記地域の異動保障	45人	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100% から80%まで(2年間)
医師・歯科医師	27人	14%	14%
県内全市町村	20,165人	0%	0%
平均支給率		0%	0%

備考 「国の制度(支給率)」の欄の率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18%	18%
大阪市	15%	15%
名古屋市	12%	12%
福岡市	10%	10%

上記地域の異動保障	異動前の支給率の70% (1年間)	異動前の支給率の100%から80% まで(2年間)
医師・歯科医師	15%	15%
県内全市町村	0%	0%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

特殊勤務手当(平成21年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		868,722千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		88,492円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		48.4%	
手当の種類(手当数)		42	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
種雄牛等取扱手当	畜産研究センター又は家畜改良センターに所属する職員(現業職員を含む。)	1 牛及び豚の自然交配、精液の採取若しくは人工授精又はこれらの作業の準備のために牛及び豚を御する作業 2 牛の削蹄又はその作業の準備のために牛を御する作業	日額230円
交通取締等手当	特定警察官(警察官のうち警部以下の階級にあるものをいう。以下「特定警察官」という。)	交通の取締り、人身事故の処理及び高速道路での物損事故の処理作業	日額560円(高速道路における作業の場合は、日額840円)
自動車等警ら作業手当	特定警察官	無線自動車警らによる警らの作業	日額420円
		交通取締用自動二輪車による交通指導及び取締りの作業	日額560円
爆発物取締作業手当	特定警察官、観光商工部産業政策課、宮古事務所総務課及び八重山事務所総務課に所属する職員	火薬類取締法及び高圧ガス取締法に規定する保安検査、立入検査又は完成検査等の作業	日額230円
海上業務手当	船舶に乗り組む職員	航海中における調査、試験研究、漁業取締り、捜査、警備又は救難等の業務	日額230円
暴風雨時手当	職員(現業職員を含む。)	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、業務に従事することを特別に命じられたときの業務	1時間500円
社会福祉手当	福祉保健所に勤務し現業を行う社会福祉主事、児童相談所に勤務し現業を行う児童福祉司、身体障害者更生相談所に勤務し現業を行う身体障害者福祉司及び知的障害者福祉司	福祉に関する業務	日額680円
	福祉保健所に勤務し現業を行う母子自立支援員、児童相談所に勤務し現業を行う児童心理司、身体障害者更	福祉に関する業務	日額340円

	生相談所に勤務し現業を行う社会福祉主事及び心理判定員、婦人相談所に勤務する心理判定員等		
特殊現場作業手当	土木事務所、農林水産振興センター農林水産整備課、農林土木事務所、下水道建設事務所等に勤務する職員	地上若しくは水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所又は水面下4メートル以上の深所等で行う作業	日額230円
遺骨収集作業手当	職員	遺骨収集の作業	日額250円
精神保健業務手当	福祉保健部障害保健福祉課に勤務する職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条第3項の規定に基づく精神保健指定医の診察への立会い若しくは同法第29条第1項の規定に基づき入院させる精神障害者の護送業務又は同法第38条の6第1項の規定に基づく精神病院に入院中の者への質問業務若しくは精神保健指定医の診察への立会い	日額230円
	保健所に勤務する運転士	精神障害者の搬送業務	
爆発物等処理作業手当	特定警察官	爆発物若しくはその疑いのある物件の処理作業又はサリン等による人身被害の防止に関する法律第2条に規定するサリン等若しくはその疑いのある物質の処理作業	1回5,200円(特殊危険物質等の製造説明実験作業の場合は、1回460円)
潜水作業手当	特定警察官、水産研究センター、水産業改良普及センター、栽培漁業センター、農林水産振興センター農業水産整備課、実習船運営事務所等に勤務する職員	潜水器具を着用した潜水作業	1 潜水深度20mまで1時間310円 2 潜水深度30mまで1時間780円 3 潜水深度30m超1時間1,500円
救難等作業手当	警察官	救難又は救助等の作業	日額840円(特別の場合は、1,680円)
航空手当	職員	航空機に搭乗して行う次に掲げる業務 航空機の操縦業務 航空機の整備業務 前2号に掲げる以外の業務(旅行又は物品の輸送等を目的とする業務を除く。)	1時間5,100円 1時間2,200円 1時間1,900円
銃器犯罪捜査手当	警察官	防弾装備を装着し、及び武器を携帯して、銃器を使用している犯罪現場における犯人逮捕の作業、銃器を所持する犯人逮捕の作業等	日額820円から日額1,640円までの範囲内の額
はぶ等捕獲作業手当	特定警察官	住民等から要請を受け、はぶ等の毒蛇を捕獲し、又は撲殺する作業	1回につき800円
死体処理作業手当	職員	死体の発見の場所又は解剖の施設において直接死体を取り扱う作業	1体につき1,600円から3,200円までの範囲内の額

浄化処理事業 手当	下水道管理事務所（管理班 及び水質管理班に限る。） に勤務する職員	下水道施設における汚泥等の処 理作業	日額450円
防疫等作業手 当	職員	1 感染症の病原体に汚染され ている区域における防疫作業 2 家畜伝染病予防法第2条に 規定する家畜伝染病（流行性 脳炎、狂犬病、炭そ、ブルセ ラ病及び鼻そ）の病菌を有す る家畜若しくは有する疑いの ある家畜の防疫作業 3 動物用生物学的製剤製造又 は病原検索試験研究の作業	日額290円
有害薬物取扱 等手当	1 農林水産部森林緑地 課、工業技術支援センタ ー、畜産研究センター、 農業研究センター、森林 資源研究センター、水産 海洋研究センター等に勤 務する職員 2 保健所に勤務する医療 監視員及び薬事監視員	1 毒物及び劇物取締法第2条 に規定する毒物若しくは劇物 を利用した理化学的試験研究 若しくは病虫害防除の作業 2 医療法及び毒物及び劇物取 締法に基づく立入検査の業務	日額290円
	農業研究センター、家畜改 良センター、森林資源研究 センター、水産海洋研究セ ンター又は高等学校に勤務 する現業職員	毒物及び劇物を利用した理化学 的試験研究の補助又は病虫害防 除作業	
用地等交渉手 当	土木事務所（用地班、河川 都市用地班）、農林水産振 興センター農林水産整備課 等に勤務する用地等交渉業 務を本務とする職員	公共事業の用に供する用地の買 収その他物件の移転補償に関 し、現地で直接交渉する業務	日額750円（業務が午後6 時以降の場合、250円を加 算）
	土木建築部道路管理課、土 木事務所等に勤務する職員 （上記の適用を受ける職員 は除く。）	公共事業の用に供する用地の買 収その他物件の移転補償に関 し、現地で直接交渉する業務	日額600円（業務が午後6 時以降の場合、400円を加 算）
私服捜査等手 当	特定警察官、警察本部に勤 務する電子計算機に係る犯 罪の解析その他情報技術の 解析に作業する職員	私服を着用して現場における犯 罪の予防若しくは捜査の作業又 は被疑者の逮捕の作業	日額560円
看守手当	特定警察官	留置場における被留置者の看守 の作業	日額240円
護送手当	特定警察官	被疑者、被告人又は法令により 拘禁されている者の護送作業	日額240円
鑑識作業手当	職員（警察官にあっては、 特定警察官に限る。）	指掌紋、足こん跡、手口、写真 又は似顔絵を利用する犯罪鑑識 作業並びに理化学、法医学、心 理学、情報工学又は銃器弾薬類 の知識を利用する犯罪鑑識作業 及び警察犬を利用して行う足跡 追及、爆発物捜索、捜索救助の 作業	1 現場 日額560円 2 内勤 日額280円
警ら作業手当	特定警察官	交番等に勤務する地域警察官及 び機動隊員等による警らの作業	日額340円
夜間特殊業務	警察本部、警察署等に勤務	正規の勤務時間による勤務の一	1 深夜の全部の勤務1回

手当	する職員、総務部管財課に勤務する守衛等	部又は全部が深夜において行われる業務	980円 2 2時間以上の勤務 1回 650円 3 2時間未満の勤務 1回 410円
巡回診療手当	福祉保健部医務課に勤務する職員	無医地区における巡回診療の業務	日額1,000円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の教頭、教諭、助教諭又は講師	小学校又は中学校の2の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導の業務	日額290円
面接指導手当	通信教育を行う学校及びその協力校の教育職員（通信教育に従事することを本務とする職員を除く。）	面接指導の業務	1時間1,500円
兼務授業手当	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）の全日制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の定時制の課程の授業の業務	授業1時間1,500円
	定時制の課程の勤務を本務とする教育職員	本務の勤務時間を超える、高等学校の全日制の課程の授業の業務	
税務手当	総務部税務課、県税事務所、自動車税事務所、宮古事務所県税課及び八重山事務所県税課に勤務する職員	県税に関する業務	日額500円から日額1,700円までの範囲内の額（滞納処分又は犯則取締りの業務に従事したときは日額100円を加算）
教員特殊業務手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教育職員（校長及び教頭を除く。）	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務	日額6,400円から日額12,800円までの範囲内の額
		修学旅行、林間学校、臨海学校等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの	日額6,000円
		対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日、休日等に行うもの	日額3,400円
		部活動における児童又は生徒に対する指導業務で、週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額2,400円
		入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務で週休日、休日等又は休日等に当たる日以外の正規の勤務時間が4時間である日に行うもの	日額900円
農業機械等運転作業手当	農業研究センター、畜産研究センター、家畜改良センター又は家畜保健衛生所に勤務する職員	道路交通法第3条に規定する大型特殊自動車又は小型特殊自動車（耕うん機）の運転作業	日額230円
	現業職員	農業機械等の運転作業	日額230円



病虫害防除指導手当	病虫害防除技術センターに勤務する職員（研究職給料表の適用を受ける職員を除く。）	病虫害の発生予察及び防除指導業務	日額870円から日額1,700円までの範囲内の額
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	訓練礼式、ポンプ操法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防備訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技の訓練の指導の業務	日額700円
夜間緊急呼出手当	特定警察官等	正規の勤務時間以外の時間において、特別な事情の下で行う交通取締等、爆発物等処理作業、私服捜査等又は鑑識作業等の業務	1回につき1,240円
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する教諭（特定の主任等の職務を担当する教諭に限る。）	教務その他教育に関する事項についての連絡調整及び指導助言の業務	日額200円
身辺警護等作業手当	警察官	身辺警護等の作業	日額640円（特別の場合は、1,150円）
定時制夜間勤務手当	定時制の課程を置く高等学校に勤務する事務職員	定時制の課程に関する業務	日額130円
	定時制の課程を置く高等学校に勤務する現業職員	炊事等の業務	日額130円
伝染病防疫手当	1 保健所に所属する運転士 2 家畜保健衛生所又は家畜衛生試験場に所属する現業職員	1 感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務 2 家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病の病原体に汚染されている区域において患畜の飼育又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円
道路上作業手当	土木事務所に所属する現業職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業	日額300円

時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	2,151,376千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	106千円
支給実績（平成20年度決算）	2,142,616千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	105千円

その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給	同じ	-	2,539,800千円	240,511円

	配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が ない場合の1人目は11,00 0円）（なお、16歳から2 2歳の子1人につき5,000 円加算）				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支 払っている職員に支給 家賃が月額23,000円以 下の職員 家賃の月額か ら12,000円を控除した額 家賃が月額23,000円を 超える職員 家賃の月額 から23,000円を控除した 額の2分の1を11,000円 に加算した額（上限は月 額27,000円） 2 単身赴任手当を支給され ている職員の配偶者が居住 する住居 1に掲げる額の 2分の1 3 自宅居住者で世帯主であ る職員 月額2,500円	異なる	所有住居 月額2,500 円（住宅 取得後5 年間に限 り支給）	2,077,805千円	166,105円
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に 支給 バス等の交通機関を利用 する職員 運賃負担額 に応じた額。ただし、5 5,000円を超える分につ いて、2分の1の加算 自家用車を利用する職 員 距離区分に応じ月額 2,300円から月額40,000 円までの範囲内の額	異なる	交通機 関 利用の 支 給限度 額 月額55,00 0円まで	1,563,206千円	93,790円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転 し、やむを得ない事情によ り、配偶者等と別居し、単身 で生活することを常況とする 職員に支給。月額23,000円 （職員と配偶者等の住居の距 離が100km以上の者に対し、 距離に応じ、6,000円から45, 000円までの範囲内の額を加 算）	異なる	職員と配 偶者等の 住居の距 離につい て500km未 満の区分 を国の基 準より細 分化して いる。	189,356千円	410,751円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職 員（部長、統括監、課長、校 長、教頭等）に支給。職務に 応じ104,200円から39,700円 までの範囲内の額	異なる	1 給料 月額の2 5%から1 0%まで の範囲 内の額 2 課長 補佐級 への支 給あり	919,287千円	572,408円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難 であると認められる職員に支 給 医師又は歯科医師 月 額410,900円以内（35年 間漸減しながら支給）	異なる	1 科学 技術に 関する 高度な 専門的 知識を	97,890千円	2,128,043円

	獣医師 月額8,000円以内(8年間漸減しながら支給)		有する職員に月額100,000円以内で支給 2 獣医師に支給なし		
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	-	797,670千円	616,914円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	-		
へき地手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、学校に応じ25%から8%までの割合を乗じた額			1,188,217千円	798,533円
へき地手当に準ずる手当	へき地教育振興法施行規則で定める基準によるへき地学校等への異動に伴って住居移転したとき、異動後3年間(任命権者が必要と認める場合は6年間)支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、異動後5年間は4%、6年目は2%の割合を乗じた額				
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	-	437,420千円	160,168円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	240,855千円	118,531円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給。勤務1回につき4,200円(人事委員会	同じ	-	403,924千円	183,602円

	規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあっては、7,200円又は5,900円)				
管理職員特別勤務手当	管理職員（大学の学長含む。）が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により休日等に勤務した場合に支給 大学の学長を除く管理職員 1回4,000円から12,000円まで 大学の学長 1回18,000円	同じ	-	21,084千円	215,143円
義務教育等教員特別手当	公立の学校に勤務する教育職員に支給。職務の級及び号給に応じ月額3,900円から月額15,900円までの範囲内の額			1,344,069千円	116,876円
定時制通信教育手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する校長及び教頭並びに本務として定時制教育又は通信教育に従事する教諭等に支給 管理職員 給料月額の4%又は2% 管理職員以外の職員 給料月額の6%又は3%			48,834千円	261,144円
産業教育手当	農業、水産、工業等の課程を置く高等学校に勤務し、実習を伴う農業、水産、工業、電波若しくは商船に関する科目の授業及び実習を担当する時間数とその者の担当時間数の2分の1以上となる教諭、実習助手等に支給。給料月額の6%（定時制通信教育手当を受ける者は4%）			113,893千円	247,593円
農林漁業普及指導手当	農業、林業、又は水産業の普及指導事業に従事する職員に支給 管理職員 給料月額の4% 管理職員以外の職員 給料月額の8%			40,572千円	335,306円
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため、本県に派遣された職員がその職員の住所又は居所を離れて、本県の区域に滞在することを要する場合に支給。1日につき3,970円から6,620円までの範囲内の額			0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知 事	1,116,000円（	1,240,000円）
	副 知 事	911,400円（	980,000円）

議員報酬	議長 副議長 議長	長 副 長	員 員 員	990,000円 ( ) 850,000円 ( ) 760,000円 ( )	- - -	円) 円) 円)
期末手当	知事 副知事	知事 副知事	知事 副知事	(平成21年度支給割合) 3.1月分 注 平成18年4月1日から期末手当を15%減額している。		
	議長 副議長	議長 副議長	議長 副議長	(平成21年度支給割合) 3.1月分		
退職手当	知事 副知事	知事 副知事	知事 副知事	(算定方式) 124万円×在職月数×0.50 98万円×在職月数×0.42	(1期の手当額) 2,976万円 1,976万円	(支給時期) 任期満了時 任期満了時

備考 1 給料及び報酬の( )内は、特例条例による減額措置(平成20年4月1日から、給料月額については、知事10パーセント、副知事7パーセント、期末手当については15パーセントを減額)を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当見込額である。

6 公営企業職員の状況

水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B÷A	(参考) 18年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成21年度	千円 14,545,585	千円 1,136,464	千円 2,348,938	% 16.1	% 15.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 B÷A	(参考)都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成21年度	人 271	千円 1,069,930	千円 276,235	千円 403,359	千円 1,749,524	千円 6,456	千円 7,655

備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。

2 表中「職員数」は、平成22年3月31日現在の人数である。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成21年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	41.6歳	345,071円	538,899円
団 体 平 均	45.7歳	398,572円	636,819円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団体平均
1人当たり平均支給額(平成21年度) 1,491千円	1人当たりの平均支給額(平成21年度) 1,891千円
(平成21年度支給割合)	

期末手当 2.85月分 (1.55)月分	勤勉手当 1.30月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

(f) 退職手当(平成22年4月1日現在)

沖 縄 県		団体平均
(支給率)	自己都合 勤奨・定年	
勤続20年	23.50月分 30.55月分	
勤続25年	33.50月分 41.34月分	
勤続35年	47.50月分 59.28月分	
最高限度額	59.28月分 59.28月分	
その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無 )		
1人当たり平均支給額		1人当たり平均支給額(平成21年度)
- 千円 26,012千円		22,136千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成19年度に退職した職員に支給された平均額である。

(g) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		1,342千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		447,367円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	2人	18%	18%

(平成22年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(I) 特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		5,417千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)		58,878円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成21年度)		33.9%	
手当の種類(手当数)		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円(ただし、午後6時以降1,000円加算)

交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程度以上）	日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	113,318千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	481千円
支給実績（平成20年度決算）	112,179千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	488千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者が不在場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	-	43,082千円	185,700円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額	同じ	-	36,000千円	166,280円

	<p>家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円）</p> <p>2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1</p> <p>3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円</p>				
通勤手当	<p>通勤距離が2 km以上の職員に支給</p> <p>バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算</p> <p>自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額</p>	同じ	-	42,396千円	161,818円
単身赴任手当	<p>異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）</p>	同じ	-	0千円	0円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額</p>	同じ	-	14,707千円	639,421円
休日勤務手当	<p>沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額</p>	同じ	-	32,817千円	213,100円
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額</p>	同じ	-	19,972千円	243,562円

工業用水道事業  
ア 職員給与費の状況  
(7) 決算

	純損益又は	総費用に占める	(参考)平成20年度の
--	-------	---------	-------------



区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	職員給与費比率 B ÷ A	総費用に占める職員給与費比率
平成21年度	千円 287,019	千円 33,649	千円 22,968	% 8.0	% 7.9

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与 B ÷ A	(参考)都道府県平均1人当たりの給与
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成21年度	人 3	千円 10,593	千円 4,286	千円 4,103	千円 18,982	千円 6,327	千円 7,025

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
 2 表中「職員数」は、平成22年3月31日現在の人数である。  
 イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県	31.8歳	246,325円	401,519円
団 体 平 均	44.8歳	374,020円	585,430円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

- ウ 職員の手当の状況  
 (ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,368千円	1人当たりの平均支給額（平成21年度） 1,789千円
(平成21年度支給割合) 期末手当 2.85月分 勤勉手当 1.30月分 (1.55)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

- (イ) 退職手当（平成22年4月1日現在）

沖 縄 県	団 体 平 均
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50月分 勤続25年 33.50月分 勤続35年 47.50月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例(2%から20%までの割合の額を加算) (退職時特別昇給 無 ) 1人当たり平均支給額 - 千円	勤奨・定年 30.55月分 41.34月分 59.28月分 59.28月分 1人当たり平均支給額 13,486千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額である。

- (ウ) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	0千円
----------------	-----

支給職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		0円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	0人	18%	17%

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
東京特別区	18%	18%

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(I) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		61千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		30,650円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		66.7%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
暴風雨時勤務手当	職員	台風の来襲による事故発生防止のために必要な業務	1時間800円
用地交渉業務手当	配水管理課管財班に所属する職員	用地取得に伴う交渉の業務	日額600円（ただし、午後6時以降1,000円加算）
交替制勤務手当	各浄水管理事務所浄水課及び配水管理課水管理センターに所属する職員	浄水施設における24時間運転管理業務	月額4,700円
特殊現場作業手当	職員	特殊現場、危険な工事箇所で行う監督、測量検査・調査等	日額300円
		交通の頻繁な国道、県道、市町村道の道路上において、交通を遮断することなく調査、測量、導送水管等の弁操作、点検若しくは修繕の作業又はこれらの作業に伴う交通整理の作業	日額150円
		排泥処理、清掃作業、保守点検作業及び除塵作業	日額400円
有害毒薬物取扱手当	水質管理事務所に所属する職員	水質試験業務	日額150円
		薬品注入設備等薬品を取り扱う設備を分解して行う修繕業務、漏洩事故対応（薬液が吹き出す程	日額230円

	度以上)	
--	------	--

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	1,304千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	435千円
支給実績（平成20年度決算）	1,123千円
支給職員 1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	281千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成22年 4月 1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員 1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1人目は11,000円）（なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算）	同じ	-	384千円	383,500円
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額（上限は月額27,000円） 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	-	1,183千円	394,167円
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に支給 バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 自家用車を利用す	同じ	-	1,157千円	386,000円

	る職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額				
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円（職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算）	同じ	-	0千円	0円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（企業技監、統括監、参事、課長等）。職の区分に応じ93,800円から49,400円までの範囲の額	同じ	-	0千円	0円
休日勤務手当	沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例第7条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じた額	同じ	-	287千円	286,612円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時間当たりの給与額に100分の25を乗じた額	同じ	-	197千円	197,184円

病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 $B \div A$	(参考) 平成20年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成21年度	千円 43,347,243	(純損失) 千円 687,153	千円 24,673,316	% 56.9	% 56.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給 与費 $B \div A$	(参考) 都道 府県平均1人 当たりの給与 費
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B		
平成21年度	人 2,304	千円 9,326,169	千円 4,449,985	千円 3,344,832	千円 17,120,986	千円 7,431	千円 7,431

- 備考 1 表中「職員手当」には、退職給与金を含まない。  
2 表中「職員数」は、平成22年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

平成18年4月1日から一般職員の管理職手当を15%減額している。なお、平成10年8月1日から平成18年3月31日までの期間は、管理職手当を10%減額していた。

医師及び歯科医師を除く全職員を対象に、平成20年4月1日から（退職手当の調整額は平成20年3月30日から）平成24年3月31日までの期間、給料月額を3%減額、期末手当及び勤勉手当を2%減額、退職手当の調整額の第1号から第4号までに定める額を30,000円としている。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
沖 縄 県			
医 師	47.0歳	560,502円	1,464,288円
看 護 師	40.9歳	298,883円	497,861円
事務職員	42.2歳	302,408円	463,129円
団 体 平 均			
医 師	43.3歳	547,077円	1,288,854円
看 護 師	37.5歳	309,579円	504,403円
事務職員	43.6歳	370,038円	599,833円

備考 表中「平均月収額」には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

沖 縄 県	団 体 平 均
1人当たり平均支給額（平成21年度） 1,452千円	1人当たりの平均支給額 1,662千円
（平成21年度支給割合） 期末手当    勤勉手当 2.85月分    1.30月分 （1.55）月分    （0.65）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%から20%まで 管理職加算 10%	

備考 （ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成21年4月1日現在）

沖 縄 県	団 体 平 均
（支給率） 勤続20年 自己都合 23.50月分 勸奨・定年 30.55月分 勤続25年 33.50月分 41.34月分 勤続35年 47.50月分 59.28月分 最高限度額 59.28月分 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例（2%から20%までの割合の額を加算） （退職時特別昇給 無 ） 1人当たり平均支給額 4,149千円 26,340千円	1人当たり平均支給額 8,414千円

備考 退職手当の1人当たり平均支給額は、20年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		237,554千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		784,007円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	303人	14%	- %

（平成22年度の制度完成時）

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度（支給率）
医師・歯科医師	15%	- %

備考 国の制度では、平成22年度での制度完成を目指して、平成18年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

(I) 特殊勤務手当（平成21年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）		647,706千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）		334,041円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）		84.2%		
手当の種類（手当数）		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
伝染病防疫手当	医師及び歯科医師以外の職員	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに管理者がこれらに相当すると認める感染症の病原体に汚染されている区域において感染症の病原体を有する者若しくは有する疑いのある者の看護等の作業又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業	日額290円	
	運転士	感染症の病原体を有する者又は有する疑いのある者の搬送業務		
夜間看護等手当	助産師、看護師、准看護師、臨床検査技師、診療放射線技師、薬剤師若しくは看護補助員（看護学校を卒業した者に限る。）又は管理者がこれらに準ずると認める職員	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時から翌日午前5時まで）において行われる看護等の業務	深夜の全部を含む勤務	1回6,800円
			深夜における勤務時間が4時間以上	1回3,300円
			深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満	1回2,900円
			深夜における勤務が2時間未満	1回2,000円
	病院事業医療職給料表の適用を受ける職員のうち管理者の定める職員	正規の勤務時間以外の時間において救急患者に対処するために呼出しを受けて従事する1時間以上の業務		1回1,620円

巡回診療手当	医師及び歯科医師	離島へき地の巡回診療の業務		日額5,000円
	看護師、病理細菌技術者、診療放射線技術者			日額1,500円
暴風雨時手当	職員	暴風雨警報発令時から解除されるまでの間において、特に勤務することを命ぜられたときの業務		1時間500円
医師手当	医師又は歯科医師	医療業務等		月額25,000円から月額200,000円までの範囲内の額
	医師	病理学的検査の業務		月額100,000円
	医師	放射線診療又は麻酔の業務		月額50,000円
離島診療支援手当	職員	離島病院等に勤務する職員以外の職員による離島病院等における診療支援の業務		離島診療支援手当基礎額に、支援業務に従事した日数を乗じて得た額
夜間特殊業務手当	施設管理技士	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務	深夜の全部を含む勤務	1回980円
			深夜における勤務時間が2時間以上	1回650円
			深夜における勤務時間が2時間未満	1回410円
精神保健業務手当	病院（精和病院を除く。）に所属する運転士	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者の搬送業務		日額230円
高電圧作業手当	職員	交流600ボルト以上又は直流750ボルト以上の電圧を有する電流の送電中における受送電設備の保守又は補修の作業		日額230円

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	1,685,605千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	732千円
支給実績（平成20年度決算）	1,671,908千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	736千円

備考 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成21年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（平成21年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）
扶養手当	扶養親族（配偶者、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子、60歳以上の父母等）のいる職員に支給 配偶者 月額13,000円 配偶者以外の扶養親族 月額6,500円（配偶者がいない場合の1	同じ	-	260,193千円	234,620円

	人目は11,000円) (なお、16歳から22歳の子1人につき5,000円加算)				
住居手当	1 住居を借り受け家賃を支払っている職員に支給 家賃が月額23,000円以下の職員 家賃の月額から12,000円を控除した額 家賃が月額23,000円を超える職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1を11,000円に加算した額(上限は月額27,000円) 2 単身赴任手当を支給されている職員の配偶者が居住する住居 1に掲げる額の2分の1 3 自宅居住者で世帯主である職員 月額2,500円	同じ	-	278,524千円	188,447円
通勤手当	通勤距離が2 km以上の職員に支給 バス等の交通機関を利用する職員 運賃負担額に応じた額。ただし、55,000円を超える分について、2分の1の加算 自家用車を利用する職員 距離区分に応じ月額2,300円から月額40,000円までの範囲内の額	同じ	-	157,995千円	94,157円
単身赴任手当	異動等に伴い、住居を移転し、やむを得ない事情により、配偶者等と別居し、単身で生活することを常況とする職員に支給。月額23,000円(職員と配偶者等の住居の距離が100km以上の者に対し、距離に応じ、6,000円から45,000円までの範囲内の額を加算)	同じ	-	27,316千円	505,852円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。職の区分に応じて、月額49,900円から110,100円の額	同じ	-	33,712千円	784,007円
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職員に支給 医師又は歯科医師 月額306,900円以内(35年間漸減しながら支給)	同じ	-	985,764千円	3,296,870円
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ25%から4%までの割合を乗じた額	同じ	-	318,639千円	592,267円
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署への異動等に伴って住居移転したとき、異動後3年間支給(人事委員会で定める条件に該当する者は6年間)。給料及び扶養手当の月額合計額に、公署に応じ、異動後4年間は6%から4%まで、5年目は4%、6年目は2%の割合を乗じた額	同じ	-		
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給。勤務1時間につき1時	同じ	-	318,132千円	230,531円



間当たりの給与額に100分の25を乗じた額			
-----------------------	--	--	--

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### 勤務時間の状況

地方公務員法第24条第6項の規定に基づき、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第43号）で定めた職員の1週間の勤務時間の状況である。

勤務時間の状況（平成21年4月1日現在）

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	(警察本部以外) 午前8時30分 (警察本部) 午前9時30分	(同左) 午後5時15分 (同左) 午後6時15分	正午から午後1時まで	日曜日及び土曜日

備考 「勤務時間の割り振り」は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までの時間帯又はそれに準じた時間帯に勤務時間が割り振られている職員の勤務時間である。

#### 年次休暇の状況

職員に与えられる年次休暇の1人当たりの平均使用日数の状況である。職員に与えられる年次休暇は、1年について20日であり、その年に受けなかった日数がある場合は、翌年に限り、繰り越すことができる。

年次休暇の状況（平成21年1月1日から同年12月31日まで）

総付与日数	総使用日数	全期間在職職員数	1人当たり平均使用日数
1,046,025日	232,859日	20,377人	11日

備考 1 「全期間在職職員数」は、当該年の1月1日から12月31日までの全期間在職した職員の合計とし、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業及び分限休職の事由がある職員並びに派遣職員の数を除く。

2 「総付与日数」は、当該年の1月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数（前年からの繰越分を含む。）の合計である。

3 「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計である。

特別休暇等の状況（平成21年4月1日現在）

種類	付与日数
1 公傷休暇（公務上の傷病）	必要と認める期間
2 療養休暇（結核性疾患）	1年の範囲内で必要と認められる期間
3 病気休暇（公務によらない負傷又は疾病（結核性疾患を除く。））	90日（妊娠中の女性職員が妊娠に起因する疾病の場合は120日）の範囲内で必要と認める期間
4 生理休暇	必要と認める期間
5 産前休暇	8週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）以内に出産する予定の職員の女性職員が休暇を請求した場合は、出産日までの期間
6 産後休暇	出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間内で、必要とする期間

7 慶弔休暇 親族が死亡した場合 父母、配偶者及び子の祭しを行う場合 結婚する場合	配偶者10日、父母及び子7日、祖父母等3日、孫等1日 1日 5日
8 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により交通の制限又は遮断された場合	理由の発生している期間
9 風水震災その他非常災害により交通遮断された場合	理由の発生している期間
10 風水震災その他天災地変により職員の現住居が滅失又は破壊された場合	連続した15日以内
11 交通機関の事故等の不可抗力の事故の場合	理由の発生している期間
12 所轄機関の業務又は事業の運営上の必要に基づき、業務又は事業の全部又は一部を停止した場合（台風の来襲等による事故発生の防止のための措置を含む。）	理由の発生している期間
13 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	必要と認める日又は時間
14 選挙権その他の公民権を行使する場合	必要と認める日又は時間
15 生後1年に達しない生児を育てる場合	1日2回各30分以上60分以内（合計90分以内）又は1日1回90分
16 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障を与える程度に及ぶものと認める場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日に1時間を超えない範囲内で必要と認める時間
17 職員の配偶者が出産する場合でその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、その者の勤務時間等を考慮し、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める時間）の範囲内の期間
18 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1暦年について5日の範囲内の期間
19 夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	6月から10月までの期間内に5日（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員は、5日を超えない範囲内で人事委員会規則で定める日数）の範囲内の期間
20 妊娠中及び出産後の女性職員が健康審査及び保健指導を受ける場合	1日以内で必要な時間
21 妊娠中の女子職員がつわり等の障害により勤務することが著しく困難な場合	一妊娠期間中につき7日を超えない範囲内の期間
22 配偶者の出産のための看護、家事等に従事する場合	出産前10日以内及び出産後10日以内において、3日を超えない範囲で必要と認める期間
23 子供の予防接種を受けさせる場合	1日

24 旧盆の場合	旧盆該当日のうち1日
25 風水震火災その他天災地変により本人(3に区分する特別休暇に該当する場合を除く。)又は家族の住居の滅失、破壊による復旧作業	本人の住居の場合10日以内 家族の住居の場合5日以内
26 骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、提供に必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要な登録、検査、入院のため勤務しないことがやむを得ないと認められる期間
27 社会に貢献する活動を行う場合	1暦年について5日の範囲内の期間
28 組合休暇(無給休暇)	1暦年について30日の範囲内の期間
29 介護休暇(無給休暇)	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、6月の期間内において、必要と認められる期間

#### 4 職員の分限処分及び懲戒処分の状況

##### 分限処分の状況

地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例(昭和47年沖縄県条例第4号)に基づき、分限処分に付された者の状況である。

分限処分の状況(平成21年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地方公務員法	降 任	免 職	休 職	合 計
勤務実績が良くない場合	第28条第1項第1号	0	0		0
心身の故障の場合	第28条第1項第2号及び第2項第1号	0	1	782	783
職に必要な適格性を欠く場合	第28条第1項第3号	0	0		0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第28条第1項第4号	0	0		0
刑事事件に関し起訴された場合	第28条第2項第2号			1	1
沖縄県職員の分限に関する条例第2条による場合	第27条第2項			4	4
地方公務員法第28条第4項により失職した者					0
沖縄県職員の分限に関する条例第6条により失職しなかった者					0
合 計		0	1	787	788

備考 1 職員のうち、地方公務員法及び沖縄県職員の分限に関する条例に基づき分限処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上している。

2 2以上の処分事由により分限処分に付された場合は、主たる処分事由の区分に計上している。

3 休職に付されている者の休職期間が更新された場合は、その都度計上している。

##### 懲戒処分の状況

地方公務員法に基づき、懲戒処分に付された者の状況である。

懲戒処分の状況(平成21年度)

(単位:件)

処 分 事 由	地方公務員法	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計

法令に違反した場合	第29条第1項第1号	0	3	9	4	16
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	第29条第1項第2号	3	4	3	0	10
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第29条第1項第3号	2	0	2	1	5
合 計		5	7	14	5	31

備考 1 職員のうち、地方公務員法に基づき懲戒処分に付された者の状況であり、当該年度において同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、その数を重複して計上している。

2 2以上の処分事由により懲戒処分に付された場合は、主たる処分事由に計上している。

#### 5 職員のサービスの状況

地方公務員法第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第5号）の規定に基づく営利企業等の従事許可の状況である。

営利企業等の従事許可の状況（平成21年度）

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事許可申請	111件	109件

#### 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

##### 研修の状況

地方公務員法第39条の規定に基づき任命権者が行う職員の主な研修の状況である。

研修の状況（平成21年度）

研修の名称	研修の内容	対象者	実施回数	修了者数
新採用職員研修（前期、後期）	知事講話、ビジネスマナー、地方自治制度、地方公務員制度、仕事の進め方、文書事務の基本、沖縄の歴史と文化、県の組織と仕事、給与のしくみ、福利厚生と共済制度、沖縄の歴史と文化、交流レクリエーション、県の重点施策、行政の情報化、沖縄の基地問題、例規則のしくみ、体験学習（特別養護老人ホーム）、会計事務の基本、危機管理と災害対策等	平成21年度当初に採用された全職員及び前年度中途に採用された職員。ただし、医師、看護職員及び現業職員を除く。	前期1回 後期1回	前期150人 後期130人
【教育庁】 新規採用職員等研修会	公務員としての基礎的な知識及び事務処理方法を習得し、業務の円滑化を期す	新規採用職員（学校事務職員を除く。）及び新たに行政に携わることとなった者。但し班長相当職以上等除く	1回	48人
【警察本部】 新採用職員研修（初任科、初任補修科）	団体生活を通して、警察官としての職責の自覚と社会人としての心構えを養うとともに体力気力の錬成を図るための教養等	平成21年度に採用された全警察官等	初任科：4回 初任補修科：2回	122人 88人
【病院事業局】 新採用看護職員研修	県立病院の役割、地方自治制度、地方公務員制度、県立病院の概要、病院経営、県立病院の役割、臨床における接遇、服务等	新採用看護職員	2回	111人
【病院事業局】 看護師長研修	新人看護師を育てる看護師長の役割、県立病院の経営、ワークライフバランス、職場におけるパワーハラスメント、人材育成等	看護主幹 看護師長	1回	34人
主任研修	中堅職員の役割と職場の人間関係、行政課題研修（ディベート）、沖縄経済社会の現状と展望、行政改革について	平成21年度に主任に昇任した全職員	6回	254人

主査級研修	公務員倫理、政策形成入門、企業経営に学ぶ、メンタルヘルス	平成21年度に主査相当職に昇任した全職員	4回	148人
班長級研修	コーチング、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、公務員倫理、広報と伝達等	平成21年度に本庁班長級に昇任した全職員	3回	129人
課長研修	現代管理者論、県職員の労務管理、行政改革の現状と課題、職員の健康管理、パブリシティとマスコミ対応	平成21年度に課長相当職に昇任した全職員及び課長相当職にある職員で所属課長研修未受講	2回	87人
管理者特別研修	副知事講話及び著名人による講演	本庁課長級（出先機関における相当職を含む。）以上の職にある職員	1回	354人
【警察本部】昇任時研修	警察署中核となる勤務員としての知識技能の習得	巡査部長及び警部補に昇任し、又は昇任が予定されている警察官	2回	19人
省庁等派遣研修	県の業務と密接な関係のある省庁等との人的ネットワークを構築し、職員の視野を広め意識改革の実現を図るため、省庁、民間企業等へ職員を派遣する。	-	1回	25人 （内訳） 知事部23人 企業局2人
自治大学校研修	地方自治に関する高度で専門的な知識を習得するため、自治大学校へ職員を派遣する。	-	2回	5人

勤務成績の評定の状況

地方公務員法第40条の規定に基づき、任命権者が行う勤務成績の評定の状況である。

勤務成績の評定の状況（平成21年度）

	評定の方法	評定者	評定結果の活用
知事部局等	【評価方法】 業務遂行の過程において発揮した能力、意欲・姿勢、業務行動及び業務実績を評価 【対象職員】 臨時的任用職員等を除く一般職員	所属長等	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
	【評価方法】 勤務成績の報告及び面接 【対象職員】 条件附採用職員	所属長等	条件附採用職員の正式任用
警察本部	【定期評定】 地方公務員法第40条第1項の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属等による勤務成績の報告	所属長等	昇任試験での加算措置等
	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に準じた勤務成績の評定 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第33条の規定に準じた勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告	所属長等	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第10条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による勤務成績の報告	所属長等	勤勉手当の成績率の決定
教	【昇任】		

育 庁	職員の任用に関する規則第31条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 勤務良好の判断	教育委員会及び 教育庁	昇任に係る選考基準の証明
議 会 事 務 局	【評価方法】 職務を遂行するに当たり発揮した能力の評価及び職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価 【対象職員】 課長級以上の職員	所属長	昇給及び勤勉手当の成績率の決定
人 事 委 員 会	【昇格】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第19条の規定に基づく勤務成績の評定 【昇給】 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第32条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 所属長等による内申報告	事務局長	昇格及び昇給の実施
	【勤勉手当】 期末手当及び勤勉手当に関する規則第14条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 懲戒処分の有無及び処分の内容	事務局長	勤勉手当の成績率の決定
	【昇任】 職員の任用に関する規則第31条の規定に基づく勤務成績の評定 【方法】 勤務良好の判断	人事委員会	昇任に係る選考基準の証明

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### 厚生制度の状況

地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況である。

### 厚生制度の状況（平成21年度）

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	定期健康診断 【警察本部】 婦人検診、禁煙セミナー、歯周病検診、インフルエンザ予防接種	受診率99.1%
職員の元気回復に関する こと	職員球技大会  【警察本部】 メンタルセミナー	県内8ブロックにおいて、野球、バレーボール、ソフトボール等の種目及びその他のレクの種目の中から5種目以上を実施し、延べ4,025人が参加
その他厚生に関すること	職員住宅	【知事部】4カ所（311戸） 東京18戸、名護90戸、宮古80戸、八重山125戸 【企業局】1カ所（4戸）名護市 【教育庁】4カ所（357戸） 沖縄本島 176戸、久米島31戸、宮古73戸、八重山77戸 【病院事業局】3カ所（39戸） 名護4戸、宮古11戸、石垣24戸
	警察職員待機宿舎	【警察本部】32宿舎、419戸
	ライフプランセミナー等	【知事部】 平成21年7月から10月に退職準備型、在職充実型、宮古・八重山地区、全年齢型計5回開催（498人） 【教育庁】 平成21年7月27日から同年7月29日まで 生涯設計セミナー（219人） 【警察本部】 平成21年11月16日から同月17日及び同月24日から同月25日 ライフサイクルプランセミナー

職員互助会の運営	<p>【知事部】</p> <p>団体名 沖縄県職員厚生福利振興会  補助金額 34,386千円 補助率 50%  会員数 5,817人  会員1人当たり補助金額 5,911円  主な給付の件数及び公費負担額  育児支援金 140件 4,778千円  芸術鑑賞等助成金 2,705件 7,904千円  宿泊施設利用助成 3,829件 9,914千円  疾病予防検診助成金 728件 2,881千円</p> <p>【教育庁】</p> <p>団体名 沖縄県教職員互助会  補助金額 61,134千円 補助率 41.21%  会員1人当たり補助金額 4,630円  主な給付の件数及び公費負担額  育児休業給付金 660件 34,665千円  宿泊施設利用助成 9,141件 25,198千円  人間ドック助成 8,027件 72,138千円</p> <p>【警察本部】</p> <p>団体名 財団法人沖縄県警察共助会  補助金額 13,279千円 補助率 14.4%  (会員1人当たり補助金額4,504円)</p>
----------	---

公務災害補償の状況

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）に基づく職員の公務災害補償の状況である。

ア 公務災害（平成21年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		公務上	公務外		
27	206	197	1	0	35

イ 通勤災害（平成21年度）

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末 未処理件数
		通勤災害該当	通勤災害非該当		
2	4	3	0	0	3

第3 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第3号）に基づき、人事委員会が実施した競争試験及び選考試験の状況である。

採用試験の実施状況（平成21年度）

ア 上級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験 合格者数	最終合格者数	競争倍率 (倍)
行政	1,709	1,470	135	74	19.9
社会福祉	106	89	6	3	29.7
電気	58	48	5	2	24.0
機械	46	40	4	1	40.0
土木	69	61	29	19	3.2
建築	42	36	19	10	3.6
化学	48	40	5	2	20.0
農業	63	60	8	4	15.0
農業土木	30	25	16	8	3.1

農芸化学	49	47	10	5	9.4
畜産	17	15	5	2	7.5
林業	12	11	6	3	3.7
水産	24	21	4	1	21.0
病院事務	121	99	24	12	8.3
病院心理	15	13	5	2	6.5
病院精神保健福祉	15	14	5	2	7.0
計	2,424	2,089	286	150	13.9

イ 中級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
学校事務	1,343	998	88	72	13.9
警察事務	114	88	18	5	17.6
計	1,457	1,086	106	77	14.1

ウ 初級試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
一般事務	409	240	5	3	80.0
警察事務	146	86	18	5	17.2
計	555	326	23	8	40.8

エ 警察官試験

区分	受験申込者数	受験者数	第1次試験合格者数	最終合格者数	競争倍率(倍)
警察官A臨時(男性)	409	369	117	23	16.0
警察官A臨時(女性)	89	74	21	2	37.0
警察官A(男性)	882	707	311	56	12.6
警察官A(女性)	226	146	25	4	36.5
警察官A(武道指導)	4	4	3	1	4.0
警察官B(男性)	958	730	173	34	21.5
警察官B(女性)	219	159	17	2	79.5
警察官B(武道指導)	5	5	5	1	5.0
計	2,792	2,194	672	123	17.8

オ 身体障害者を対象とした採用選考試験

			第1次試験		競争倍率
--	--	--	-------	--	------



区分	受験申込者数	受験者数	合格者数	最終合格者数	(倍)
一般事務	15	14	5	1	14.0
学校事務	5	5	3	2	2.5
計	20	19	8	3	6.3

カ 採用試験の実施日程

試験の種類	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第1次試験合格発表日	第2次試験日	最終合格発表日
上級試験	5月12日	5月12日から 5月25日まで	6月28日	7月15日	8月2日から 8月25日まで	9月5日
中級試験	7月17日	7月17日から 7月31日まで	9月27日	10月9日	10月25日から 11月9日まで	11月20日
初級試験	7月17日	7月17日から 7月31日まで	9月27日	10月9日	10月25日から 11月9日まで	11月20日
警察官A (臨時)	4月7日	4月7日から 4月16日まで	5月10日	5月18日	5月30日から 6月15日まで	10月23日
警察官A	5月12日	5月12日から 5月25日まで	7月12日	7月24日	8月8日から 9月1日まで	10月23日
警察官B	7月17日	7月17日から 7月31日まで	10月18日	10月30日	11月14日から 12月2日まで	12月25日
身体障害者を対象とした採用選考試験	7月17日	7月17日から 7月31日まで	10月18日	10月30日	11月13日から 11月20日まで	12月25日

備考 警察官A及び警察官B試験については、男性、女性及び武道指導とも同一日程である。

採用選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した採用選考の状況である。

採用選考の状況(平成21年度)

職種	選考申請人数						選考承認人数
	知事部局	教育委員会	警察本部長	病院事業局	その他	合計	
統括監級	3					3	3
課長級	2	2	7			11	11
班長級	1	2		2		5	5
主査級	2	8	1			11	11
主事	3	1	1			5	5
科部長						0	0
科副部長						0	0
医長				3		3	3
医師	2			28		30	30
歯科医師				1		1	1
保健師	5					5	5
看護師				142		142	142
薬剤師				4		4	4
管理栄養士				1		1	1
診療放射線技師				2		2	2

獣医師	4					4	4
臨床工学技士				8		8	8
臨床検査技師				3		3	3
学校栄養職員		6				6	6
研究員						0	0
研究主事						0	0
主任専門職員						0	0
甲板員		2				2	2
計	22	21	9	194		246	246

昇任試験の実施状況

職員の任用に関する規則に基づき、警察本部長が実施した昇任試験の状況である。

昇任試験の実施状況（平成21年度）

試験の種類	受験資格	試験日	申込者数	受験者数	第1次合格者	最終合格者	競争倍率
巡査部長（一般）	大学卒業者 巡査の階級に2年以上 在級している者 短大卒業者 巡査の階級に3年以上 在級している者 その他 巡査の階級に4年以上 在級している者	1次 平成21年5月9日 2次 平成21年5月26日 3次 平成21年6月15日及 び平成21年6月16日	533	525	157	56	9.38
警部補（一般）	大学卒業者 巡査部長の階級に2年 以上在級している者 短大卒業者 巡査部長の階級に3年 以上在級している者 その他 巡査部長の階級に4年 以上在級している者	1次 平成21年5月2日 2次 平成21年5月19日 3次 平成21年6月11日及 び平成21年6月12日	378	367	76	29	12.66
警部（一般）	警部補の階級に4年以上 在級している者	1次 平成21年4月25日 2次 平成21年5月18日 3次 平成21年6月4日及 び平成21年6月5日	333	326	55	15	21.73

昇任選考の状況

職員の任用に関する規則に基づき、人事委員会が実施した昇任選考の状況である。

昇任選考の状況（平成21年度）

職種	選考申請人数										選考承認人数
	知事局	議事会	選挙管 理会	代表監 査委員	教 育 委 員 会	人 事 委 員 会	警 察 本 部 長	企 業 局	病 院 事 業 局	合 計	
部長級	10	1					1	1	1	14	14
統括監級	25	3			3		8	1	1	41	41
課長級	62			1	8	1	13	2	5	92	92
班長級	122	1			24			4	4	155	155
主査級	59		1		44		3		4	111	111

主任技師	46					2	2	6	56	56
主任研究員	17					1			18	18
主任保健師	1					1			2	2
医療部長								1	1	1
事務部長								1	1	1
科部(副)長								5	5	5
医長								8	8	8
科技師(副)長								1	1	1
看護主幹								7	7	7
主任看護師								10	10	10
看護教諭	6								6	6
計	348	5	1	1	79	1	29	10	54	528

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、人事委員会が実施した報告及び勧告の状況である。

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(平成21年度)

報告及び勧告の年月日	報告及び勧告の内容	実施状況
平成21年10月8日	<p>報告</p> <p>1 給与改定について  給料表  給料表(教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)を除く。)については、国家公務員の俸給表改定に関する人事院勧告の内容に準じて改定する必要がある。また、教育職給料表(2)及び教育職給料表(3)については、行政職給料表との均衡を考慮し、改定を行う必要がある。  期末手当及び勤勉手当  期末手当及び勤勉手当については、年間の支給月数を0.2月分引き下げ、4.15月分とする必要がある。  支給月数の引下げ分は、本年度については12月期の期末手当から0.15月、勤勉手当から0.05月引き下げ、平成22年度以降においては6月期及び12月期の勤勉手当が均等になるよう配分することとする。  教育職員の給与関係  教育職員の給与については、中央教育審議会の答申「今後の教員給与の在り方について」を受け、国においてメリハリのあがる教員給与体系実現のための検討が進められているところである。  義務教育等教員特別手当及び給料の調整額については、国の検討状況や他の都道府県の動向も踏まえ、検討する必要がある。  その他の課題  人事院は、自宅に係る住居手当の廃止を勧告したところであるが、国家公務員と異なる本県職員の居住実態や民間の状況等を考慮すべきであると考え、今後、他の都道府県の動向にも留意していく必要がある。  改定の実施時期等  人事院は、「本年の民間給与との較差に基づく給与改定は、公務員の給与水準を引き下げる内容の改定であるため、この改定を実施するための法律の規定は、公務と民間の給与を年間均衡させるための所要の措置を講ずることとした上で、遡及す日割計算などの事務の複雑化を避けるため、この改定は、公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から施行する。」としており、その考え方として「公務と民間の給与は4月時点で比較し均衡を図ることとしており、遡及改定を行わない場合であっても、4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を解消し、年間給与で公務と民間の均衡を図る観点からの所要の調整を行うことが情</p>	

勢適応の原則にもかなうものである。」としている。  
本県においても、人事院勧告の内容に準じた所要の調整を行う必要がある。

2 給与構造改革について

本委員会は、平成17年の職員の給与等に関する報告及び勧告において、年功的な給与体系の見直し、地域手当の新設、勤務実績の給与への反映、管理職手当の定額化などの給与構造の見直しについて言及した。  
任命権者においては、その見直しを着実に進めてきており、管理職員については、勤務実績を給料へ反映させているところであるが、勤勉手当についても勤務実績をより反映させるため、成績率が、勤務実績の給与への反映について、引き続き制度の構築に努める必要がある。

3 公務運営について

人事評価制度の整備

本県においては、平成20年度から管理者層を対象とした人事評価制度が本格的に実施され、平成21年度からは班長級以下の職員（現業職を除く。）を対象とした人事評価制度が一部の所長に於いて試行されているところであるが、制度の運用にあたっては、繰り返し検証を行い、必要な改善を加えることで、評価の客観性、公平・公正性を確保することが肝要である。  
また、人事評価制度が、新たな人事管理を実現していくための基盤ツールとして位置づけられていることから、実効性のあつた評価結果を得るためには、その活用等について、関係者と十分な意見交換を行い、職員の理解を得ることが重要である

人材の育成

複雑・多様化する行政課題や県民ニーズに迅速・的確に対応していくためには、その担い手である職員の育成は重要である。

各任命権者においては、人材育成基本方針に基づき、フレックシブル・シニア制度の実施、職場研修の指針及び推進プログラムの策定など、様々な取組がなされているが、引き続き計画的・継続的な人材育成を推進していく必要がある。

年間総実勤務時間の短縮

年間総実勤務時間の短縮については、職員の心身の健康保持や公務能率の向上を図るうえで重要な課題である。  
各任命権者においては、総実勤務時間の短縮に向けた様々な取組がなされているが、引き続き業務配分等の見直し、定時退庁の奨励等の時間外勤務の縮減に向けた取組を実施するとともに、職員が計画的に年次有給休暇等を取得しやす職場環境づくりに努める必要がある。

特に、管理者においては、職員の勤務時間を適正に把握し、業務の計画的、効率的な執行に努め、時間外勤務命令を行うにあたっては時間外勤務の必要性、緊急性を十分判断する必要がある。

なお、平成22年4月には、長時間労働を抑制し労働者の健康確保や仕事と生活の調和を図ることを目的として、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする改正労働基準法が施行されることになっている。

心身の健康管理対策

職員の健康管理については、任命権者において様々な取組がなされているが、心の疾病による休職者は依然として多く、その対策が課題である。

心の健康管理は、職員個人による「セルフケア」が基本であるが、個人の力だけでは取り除くことができないストレス要因も存在しているため、組織的、計画的なメンタルヘルスマネジメントの推進が必要であり、職場の良好な人間関係を構築することにより、コミュニケーションを活性化させ、相談しやすい職場づくりに取り組むことも重要である。

今後とも、心の健康の保持増進のため、職員への教育研修・情報の提供、職場環境の改善、相談体制の充実等に取り組む必要がある。

また、心の疾病による休職から職員が円滑に職場に復帰できるよう、復職試行制度や勤務軽減措置等の復職支援制度の活用も必要である。

近年、社会的な関心が高くなっている「パワー・ハラスメント」問題についても、その理解を深め、防止につなげていくための措置等を検討していく必要がある。

職業生活と家庭生活の両立支援

職員が、子育てや介護などの家庭における責任を果たしながら安心して職務に専念できるよう、仕事と生活の調和が可能な勤務環境を整備することは重要である。  
本年、民間労働者について、育児休業等に関する措置の拡充等を内容とする育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う

労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が公布された。人事院においては、一般職の国家公務員についても、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業等をする事ができるように、また、子の出生の日から一定期間内に最初の育児休業をした場合には再び育児休業をできる措置をこの法律が改正して認めること、国家公務員の育児休業等に関する法律の改正について意見の申出を行っている。さらに、育児又は介護を行う職員の両立支援を推進するため、育児を行う職員の超過勤務の免除の制度及び介護のための短期の休暇の制度の導入、並びに子の看護休暇の期間等の拡充についても措置していくことを報告している。

本県においても、職業生活と家庭生活の両立支援、ひいては次世代育成支援のため積極的に国、民間に準じた制度改正を行う必要がある。また、不妊治療に係る休暇のあり方について、現行休暇制度の運用を検討する必要がある。

高年齢の職員の雇用問題  
人事院は、本年の報告において、年金支給年齢の段階的引上げに対応して、平成25年度から定年年齢を段階的に65歳まで延長することが適当であり、その実施のための十分な準備期間等を確保するため、平成23年中には法制整備を図ることが必要であるとしている。

本県においても、定年延長をめぐる国の動向、他の都道府県の取組等を注視し、給与制度のあり方、任免の方法等について検討を進めていく必要がある。

公務員倫理の確立  
職員の仕事の規律の確保については、かねてより任命権者による注意喚起等が行われていたところではあるが、依然として県民の信頼を損ねる不適切な事案が発生している状況にある。職員は、公共の利益のために勤務するものであり、一人一人が県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、高い倫理観や使命感を保持し続けることが肝要である。引き続き管理者による注意喚起を行い、研修等を実施することにより、綱紀粛正に万全を期し、公務員倫理の確立に努める必要がある。

4 勧告実施の要請について  
人事委員会設置法は、公務員の労働基本権制約の代償措置として設けられたものであり、情勢適応の原則に基づき、適正な職員の給与水準を確保するためのものである。本年の勧告は、昨年来の景気の急激な悪化に伴う厳しい経済情勢を受け、職員の月例給及び特別給の引き下げという、厳しい勧告内容となったが、職員におかれては、一人一人が県民全体の奉仕者としての使命を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼にこたえよう、一層職務に精励されることを要望する。議事及び知事におかれては、給与勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、勧告どおり実施されるよう要請する。なお、特例条例による給与の減額措置については、本県の危機的な財政状況に対処するため、臨時的、特例的に行われているものであり、やむを得ないものであるが、職員の生活に少なからず影響を与えているものとする。職員は、複雑・多様化する行政ニーズに対応し、様々な分野において高い士気をもって困難な仕事に立ち向かうことが求められているところであり、このような職員の努力や実績に的確に報いるためには、本委員会の勧告に基づく給与水準が確保されるべきである。本委員会としては、特例条例による給与の減額措置について、諸情勢が整い次第、早期に解消されることを望むものである。

#### 勧告

##### 1 沖縄県職員の給与に関する条例の改正

###### 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)を除く。）を別記第1（省略）のとおり改定すること。

###### 期末手当及び勤労手当

###### ア 平成21年12月期以降の支給割合

###### (ア) (イ)及び(ウ)以外の職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.45月分とし、同月に支給される勤労手当の支給割合を0.625月分とすること。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.8月分及び勤労手当の支給割合を0.3月分とすること。

###### (イ) 特定幹部職員

12月に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とし、同月に支給される勤労手当の支給割合を0.825月分とする

勧告どおり実施

こと。再任用職員については、同月に支給される期末手当の支給割合を0.7月分及び勤勉手当の支給割合を0.4月分とすること。

(ウ) 大学の学長  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.25月分及び1.5月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.65月分及び0.85月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.35月分とすること。

(イ) 特定幹部職員  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.05月分及び1.3月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.9月分とすること。再任用職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.55月分及び0.75月分とし、同月に支給される勤勉手当の支給割合を0.45月分とすること。

(ウ) 大学の学長  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.65月分とすること。

2 沖縄県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正  
給料表  
現行の第1号任期付研究員に適用される給料表を別記第2(省略)のとおり改定すること。

勧告どおり実施

ア 平成21年12月期以降の支給割合  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.65月分とすること。

3 沖縄県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正  
給料表  
現行の給料表(特定業務従事任期付職員医療職給料表を除く。)を別記第3(省略)のとおり改定すること。

勧告どおり実施

ア 平成21年12月期以降の支給割合  
12月に支給される期末手当の支給割合を1.5月分とすること。

イ 平成22年6月期以降の支給割合  
6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.45月分及び1.65月分とすること。

4 沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年沖縄県条例第3号)の改正  
平成18年3月31日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(この改定の実施の日において次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が次の表の号給欄に掲げる号給であるもの(特定業務等従事任期付職員にあっては職務の級欄に掲げる級であるもの)、医療職給料表の適用を受ける職員、第2号任期付研究員又は特定業務等従事任期付職員医療職給料表の適用を受ける職員(以下「減額改定対象外職員」という。))以外の職員にあっては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給すること。

勧告どおり実施

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から24号給まで
	3 級	1号給から8号給まで
公安職給料表	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から16号給まで
海事職給料表	1 級	1号給から64号給まで
	2 級	1号給から52号給まで
	3 級	1号給から32号給まで
	4 級	1号給から8号給まで
教育職給料表(1)	1 級	1号給から32号給まで

教育職給料表(2)	2 級	1号給から12号給まで
	1 級	1号給から52号給まで
	特2 級	1号給から32号給まで
教育職給料表(3)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から44号給まで
	特2 級	1号給から4号給まで
研究職給料表	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
医療職給料表(2)	1 級	1号給から52号給まで
	2 級	1号給から32号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
医療職給料表(3)	1 級	1号給から56号給まで
	2 級	1号給から40号給まで
	3 級	1号給から16号給まで
	4 級	1号給から4号給まで
第1号任期付研究員に適用される給料表	-	1号給
特定任期付職員に適用される給料表	-	1号給
特定業務等従事任期付職員行政職給料表	1 級から3 級まで	-
特定業務等従事任期付職員研究職給料表	1 級から2 級まで	-
特定業務等従事任期付職員医療職給料表	1 級から4 級まで	-
特定業務等従事任期付職員医療職給料表	1 級から4 級まで	-

5 改定の実施時期等

改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。ただし、1のイ、2のイ及び3のイについては、平成22年4月1日から実施すること。

平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置

ア 平成21年12月に支給する期末手当の額は、当該期末手当の額（以下「基準額」という。）から、(ア)及び(イ)に掲げる額の合計額（同年6月1日において減額改定対象外職員であった者にとっては、(ア)に掲げる額）に相当する額を減じた額とすること。この場合において、当該相当する額が基準額以上となるときは、当該期末手当は、支給しないこととする。

(ア) 平成21年4月1日（同月2日以後に新たに職員となった者においては新たに職員となった日、同月1日において減額改定対象外職員であった者で同月2日以後に減額改定対象外職員以外の職員となったものにおいては当該職員となった日（これらの日が2以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）及び教職調整額の月額合計額に100分の0.16を乗じて得た額に、同月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から当該実施の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象外職員であった期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員においては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(イ) 平成21年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.16を乗じて得た額

イ 平成21年4月1日から同年12月1日までの間において、給料表の適用を受けない員職員等であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものについては、アの額の算定に関し所要の措置を講ずること。

勧告どおり実施

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法第47条の規定に基づき、職員が勤務条件に関する措置の要求をした状況である。

勤務条件に関する措置の要求の状況

(平成21年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	措置要求件数	処 理 件 数	前年度末現在 未 処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	今年度の措置 要 求 件 数 に 係 る 処 理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
県 分	給 与	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	計	0 (0)	2 (2)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
市 町 村 等 分	給 与	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
	勤務時間	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	休 暇	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	0 (0)
合 計	2 (2)	4 (4)	2 (2)	1 (1)	1 (1)	4 (4)

備考 1 件数は、措置要求をした個々の職員1人をもって1件とし、数人の職員が共同で措置要求した場合も職員1人をもって1件としている。また、1人の職員が2以上の異なる区分について同時に措置要求した場合は、それぞれを1件としている。

2 「措置要求件数」は、人事委員会に対して措置要求がなされたものすべての件数である。

3 「処理件数」には、措置要求が適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。

4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法第50条の規定に基づき、職員の懲戒その他その意に反する不利益な処分についての不服申立てをした状況である。

#### 不利益処分に関する不服申立ての状況

(平成21年度)

区 分	前年度末現在 未 処 理 件 数	不服申立て 件 数	処 理 件 数	前年度末現在 未 処 理 件 数 に 係 る 処 理 件 数	今年度の不服 申 立 て 件 数 に 係 る 処 理 件 数	年 度 末 現 在 未 処 理 件 数
県 分	分限処分	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
	懲戒処分	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転 任	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	そ の 他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)



	計	0 (0)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	2 (2)
市 町 村 等 分	分限処分	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	懲戒処分	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	転任	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)
	その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	計	2 (2)	0 (0)	2 (2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)
合計	2 (2)	3 (3)	3 (3)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	

- 備考
- 1 件数は、不服申立てをした個々の職員1人をもって1件としている。
  - 2 「不服申立て件数」は、人事委員会に対して不服申立てがなされたものすべての件数である。
  - 3 「処理件数」には、不服申立てが適法要件を欠くため、実体審理に入らないで不受理（却下）としたものも含む。
  - 4 各欄の括弧書は事案数を計上し、審理の過程において併合が行われた場合には1事案とし、分離が行われた場合にはそれぞれを1事案としている。